

平成23年千葉市教育委員会会議
第6回定例会会議録

千葉市教育委員会

平成23年千葉市教育委員会会議第6回定例会会議録

日時 平成23年6月15日(水)

午後2時00分開会

午後2時45分閉会

場所 教 育 委 員 会 室

出席委員 委 員 長 内山 英夫
 委 員 梅谷 忠勇
 委 員 津田 英彦
 委 員 和田 麻理
 委 員 篠原ともえ
 教 育 長 志村 修

出席職員 教 育 次 長 武田 昇 教育センター所長 戎谷 雄二
 教 育 総 務 部 長 竹川 幸夫 養護教育センター所長 沼倉 徹
 学 校 教 育 部 長 三野宮純一 生涯学習振興課長 杉戸 利一
 生 涯 学 習 部 長 千本松隆俊 社 会 体 育 課 長 成毛 博光
 千 葉 高 等 学 校 長 布留川 厚 中 央 図 書 館 長 入江 稔
 稲 毛 高 等 学 校 長 奥山 慎一 中 央 図 書 館 管 理 課 長 田中晋二郎
 総 務 課 長 初芝 勤 総 務 課 総 括 主 幹 久我 千晶
 企 画 課 長 高須 右一 学 事 課 調 整 主 幹 古館 生雄
 学 校 財 務 課 長 伊藤 太一 総 務 課 主 幹 内山 健
 学 校 施 設 課 長 小野 正嗣 生 涯 学 習 振 興 課 主 幹 塚越 達雄
 学 事 課 長 佐藤 宏喜 指 導 課 主 幹 山本 幸人
 教 職 員 課 長 真田 清貴 指 導 課 主 任 指 導 主 事 福田 寛
 指 導 課 長 磯野 和美 指 導 課 指 導 主 事 秦野 雅美
 保 健 体 育 課 長 井谷 芳明

書 記 総 務 課 長 補 佐 南 久志 総 務 課 経 理 係 長 滝田 希成
 総 務 課 委 員 会 係 長 山本 春樹 総 務 課 主 査 補 諏訪 瑞穂
 総 務 課 人 事 係 長 鴫田 昌奈 総 務 課 主 任 主 事 藤井 拓也

- 1 開会
内山委員長より開会を宣言
- 2 会議の成立
全委員の出席により会議成立
- 3 会議録署名人の指名
内山委員長より梅谷委員を指名
- 4 会期の決定
平成23年6月15日（1日間）ということで全委員異議なく決定
- 5 議事日程の決定
議事日程を全委員異議なく決定
- 6 会議録の承認
平成23年第1回臨時会及び第2回定例会会議録を全委員異議なく承認
- 7 議事の概要
 - (1) 非公開事項の決定
議案第35号から議案第38号までを非公開審議とする旨決定
 - (2) 報告事項
報告事項(1) 平成24年度に開校する新設校の校名検討について
企画課長より報告があった。
報告事項(2) 平成24年度公立学校教員採用候補者選考の志願状況について
教職員課長より報告があった。
 - (3) 議決事項
議案第31号 平成24年度千葉市立高等学校第1学年入学者の募集及び選抜の基本方針について
学事課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。
議案第32号 平成24年度千葉市立稲毛高等学校附属中学校第1学年入学者の募集及び選抜の基本方針について
学事課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。
議案第33号 平成24年度使用義務教育諸学校用教科用図書採択方針について
指導課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。
議案第34号 平成24年度使用高等学校用教科用図書採択方針について
指導課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。
議案第35号 千葉市学校給食センター運営委員会委員の委嘱及び任命について

保健体育課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。

議案第36号 千葉市スポーツ振興審議会委員の任命について

社会体育課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。

議案第37号 千葉市図書館協議会委員の任命について

中央図書館長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。

議案第38号 県費負担教職員の処分について

教職員課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。

(4) 発言の要旨

報告事項(1) 平成24年度に開校する新設校の校名検討について

内山委員長 企画課長、報告をお願いします。

企画課長 報告事項(1)「平成24年度に開校する新設校の校名検討について」、報告します。

平成24年度に開校する新設校の校名検討について、次のとおり進めています。校名検討を進めるに当たっての考え方ですが、新設校開校にあたり、できるだけ早い段階で校名を内定し、保護者・住民の意識化を図り、内定した校名を用いて開校準備を進めていきます。平成24年度に開校する新設校は、高浜第二小学校・高浜第三小学校の統合校となります。検討の手順ですが、5月に保護者・住民対象のアンケート調査を実施しました。7月に校名検討委員会を開催し、校名を内定します。11月には教育委員会会議において、設置条例の一部改正についての議会提出についてお諮りします。12月の第4回定例市議会において、条例の一部改正を上程します。

報告事項(2) 平成24年度公立学校教員採用候補者選考の志願状況について

内山委員長 教職員課長、報告をお願いします。

教職員課長 報告事項(2)「平成24年度公立学校教員採用候補者選考の志願状況について」、報告します。

去る4月11日から5月16日まで志願者の受付を行い、状況を取りまとめました。

募集人員ですが、本年度は1,580人と、昨年度より60人の増となっています。志願者は7,343人で、特別支援学校を除いては、いずれの校種においても昨年度の志願者数を下回り、

全体で234人の減となりました。全体の倍率でも昨年は5倍でしたが、本年は4.6倍と昨年を下回る状況となっています。本年度の選考の特色としては、志願者総数が、昨年度に比べて減少していること、本年は昨年実施した北海道の北翔大会場を取りやめ、20年度から実施した岩手大学と、昨年から実施した秋田大学での県外選考が2会場になったこと、震災の影響なのか、岩手会場の志願者が大幅に減少したことがあります。

また選考実施方法の内容では、優秀な教員の確保に向けて県外の公立学校の勤務経験者も元教諭特例として認めること、大学院進学者の受験機会を拡大して、大学院進学者は2年間、大学院在学者は1年間、採用候補者の名簿登載を猶予すること、障害者特別選考の志願者をさらに確保するため、受験年齢資格を60歳未満にすることが挙げられています。

今後の予定ですが、1次選考を7月3日に実施し、合否通知を7月下旬から8月上旬に、2次選考を8月下旬に行い、最終の合否通知は10月上旬から中旬に予定しています。合否通知については郵送による通知に加え、ホームページ上で合格者の受験番号を公表します。

和田委員 今ご説明にありましたが、やはり今年は東北会場に関しては恐らく特殊な事情があって大幅に減ということかと思えます。震災の影響で地元の若者たちが、やはり地元のために働きたいと思っているというようなことも耳にしますので、なかなか県外への就職ということが難しい年ではないかと思いました。要望と言いますか、今後またこれから数年経てば変わってくるのだと思いますので、ぜひ東北会場に関しても、またほかの地域に関しても検討を続けていただきますようよろしくお願いします。

議案第31号 平成24年度千葉市立高等学校第1学年入学者の募集及び選抜の基本方針について

内山委員長 学事課長、説明をお願いします。

学事課長 議案第31号「平成24年度千葉市立高等学校第1学年入学者の募集及び選抜の基本方針について」、説明します。

当議案は、千葉市教育委員会組織規則第8条第8号の規定により、議決を求めるものです。

第1学年入学者募集及び選抜の基本方針についてですが、大きな変更はありません。

「生徒定員」と「募集定員」をご覧ください。稲毛高校普通科

の人数が異なっています。これは、稲毛附属中学校からの内進生 80 人が、稲毛高校普通科に進学する予定であることから、募集定員が 80 人減っています。「志願資格」は、「中学校もしくはこれに準ずる学校を卒業した者又は平成 24 年 3 月卒業見込みの者」です。

選抜については、昨年と同様、「前期選抜」、「海外帰国生徒の特別入学者選抜」、「中国等帰国生徒の特別入学者選抜」、「後期選抜」があります。「前期選抜」の選抜枠ですが、普通科については、募集定員の 30%以上 60%以内、理数科と国際教養科については、募集定員の 50%以上 80%以内とし、各高等学校で定めることとなります。「前期選抜」の検査内容ですが、1 日目は県共通の学力検査を、2 日目は各高等学校が定めた検査を実施します。また、「海外帰国生徒の特別入学者選抜」、「中国等帰国生徒の特別入学者選抜」についても、昨年度と変更はありません。

「後期選抜」の検査ですが、県共通の学力検査を実施した後、各高等学校が必要に応じて検査を実施します。いずれの「選抜方法」についても、昨年度と変更はありません。

「その他」として、上記以外の入学者選抜の実施に関して必要な事項については、「平成 24 年度千葉市立高等学校入学者選抜要項」に定めることとなります。平成 23 年度入学者選抜の倍率、口頭開示の状況等は資料のとおりです。

和田委員 前期選抜の志願倍率ですが、倍率が高ければいいということではもちろんないと思いますが、稲毛高校の国際教養科が、全日制の県平均よりも下回っていて、ほかの科もしくは市立千葉高校に比べても、やはり倍率が低いようです。これは何か理由が既に分析されているのか、もしくは国際教養科ということが生徒、もしくは保護者の皆さんにあまり周知されていないというようなことが原因であるのか、教えていただければと思います。

学事課長 ただ今のご質問ですが、国際教養科は特色ある入学者選抜の場合に、募集定員の 50%の枠を設定していました。平成 23 年度の前期選抜では、募集定員の 75%の枠を設定しましたので、このことによる影響がかなり大きいと考えられます。つまり、一昨年の特色ある入学選抜のときの 50%の枠というような形で考えますと、これは 2.15 倍という形となるということでご了解いただければと思います。

梅谷委員 前期選抜と後期選抜の方法に関して、学力検査の結果という

のが前期の方法の中に記載されていまして、後期については、学力検査の成績というように、ちょっとニュアンスが違っていて、これはどう説明していただければいいのでしょうか。

学事課長 申し訳ございません。もしお許しいただければ、後日改めてご説明するということでご了解いただきたいのですが。
(会議終了後、「記載が誤植で、『結果』が正しい」旨を回答し、委員了承。)

議案第32号 平成24年度千葉市立稲毛高等学校附属中学校第1学年入学者の募集及び選抜の基本方針について

内山委員長 学事課長、説明をお願いします。

学事課長 議案第32号「平成24年度千葉市立稲毛高等学校附属中学校第1学年入学者の募集及び選抜の基本方針について」、説明します。

当議案は、千葉市教育委員会組織規則第8条第8号の規定により、議決を求めるものです。

第1学年入学者募集及び選抜の基本方針についての、大きな変更はありません。

「募集」のうち、「応募資格」、「募集定員」、「通学区域」、「入学検査料」について、昨年度と変更はありません。「出願手続」の「出願期間」は冬季休業の1週間前を目安とし、平成23年12月14日(水)と平成23年12月15日(木)の2日間で実施します。「出願書類」、「出願場所」の変更はありません。

「選抜の基本方針」のうち、「検査」の「実施日」は平成24年1月28日(土)となります。小学校の教育活動になるべく支障がなく、関係諸機関等の日程を考慮した上で、平成23年度から5日遅らせ土曜日としました。「検査内容及び方法」の変更はありません。「選抜結果の発表」は平成24年2月3日(金)、「入学確約書の提出」は、平成24年2月7日(火)正午までとなります。日程については、2月に決定しています。

「その他」として、上記以外の入学者選抜の実施に関して必要な事項については、「平成24年度千葉市立稲毛高等学校附属中学校入学者募集要項」に定めることとなります。平成23年度入学者選抜の倍率、口頭開示の状況等は、資料のとおりです。

議案第33号 平成24年度使用義務教育諸学校用教科用図書採択方針について

内山委員長 指導課長、説明をお願いします。

指導課長 議案第33号「平成24年度使用義務教育諸学校用教科用図書
の採択方針について」、説明します。

千葉県教育委員会組織規則第8条第9号の規定により、議決を
求めるものです。

採択対象となる教科用図書ですが、(1) 中学校用教科用図書
(平成24年度使用)、(2) 稲毛高等学校附属中学校用教科用図
書(平成24年度使用)、(3) 学校教育法附則第9条の規定によ
る教科用図書(平成24年度使用)です。

中学校用教科用図書は、前回、平成21年度に採択が行われま
した。今回、採択をお願いする中学校用教科用図書は、「中学校
用教科書目録(平成24年度使用)」に登載されている教科用図
書です。本年度採択される教科書は、平成24年度に使用される
こととなります。

なお、稲毛高等学校附属中学校において使用する教科用図書に
ついては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律
第13条第3項に「公立の中学校で学校教育法第71条の規定に
より高等学校における教育と一貫した教育を施すもの及び公立
の中等教育学校の前期課程において使用する教科用図書につい
ては、市町村の教育委員会又は都道府県の教育委員会は前2項の
規定にかかわらず、学校ごとに、種目ごとに一種の教科用図書の
採択を行うものとする。」との規定があることから、他の市立中
学校の使用する教科用図書とは別に採択を行います。

学校教育法附則第9条の規定による教科用図書は、特別支援学
校及び特別支援学級で使用する一般図書で、これは毎年度、採択
していただいているものです。特別支援学校・特別支援学級にお
いても、検定済教科書又は文部科学省著作の教科書を使用するこ
とを原則としていますが、児童生徒の実態に応じて、一般図書の
中から教科書を選ぶことができます。このことを定めているのが、
学校教育法附則第9条です。

次に、採択期間ですが、義務教育諸学校の教科用図書の無償措
置に関する法律施行令第13条の定めにより、「使用する年度の
前年度の8月31日までに行わなければならない」とされていま
すので、この期間となっています。

採択方法は、次の手順を経て行われます。「千葉県教科用図書
選定委員会設置要綱」に基づき、教科用図書選定委員会及び専門
調査員会を設置し、教科用図書に係る調査研究及び選定を行いま

す。教科用図書選定委員会における調査研究等の報告を受け、8月上旬に、それぞれ平成24年度使用教科用図書として、教育委員会で採択をお願いすることになります。なお、専門調査員会については、中学校各教科と学校教育法附則第9条の規定による教科用図書に係る専門調査員会を設置します。千葉県教育委員会教育長通知「義務教育諸学校における平成24年度使用教科用図書の採択について」に示されていますが、平成24年度使用小学校用教科書については、「平成23年度は、平成22年度と同一の教科書を採択しなければならないこと」とされています。

次に、採択基準ですが、平成24年度に市立義務教育諸学校において使用する教科用図書については、千葉県教育委員会教育長通知「義務教育諸学校における平成24年度使用教科用図書の採択について」に示されている採択基準及び「選定資料」作成の基本的観点をもとに、児童生徒及び地域性への適合等を勘案し、採択を行うこととなります。

最後に、採択の透明性及び公正確保の観点から、採択に係る教育委員会会議を公開するとともに、関係資料に関しては、県に準じて、採択が終了する日の翌日である9月1日以降、公開したいと考えています。

議案第34号 平成24年度使用高等学校用教科用図書の採択方針について

内山委員長 指導課長、説明をお願いします。

指導課長 議案第34号「平成24年度使用高等学校用教科用図書の採択方針について」、説明します。

千葉市教育委員会組織規則第8条第9号の規定により、議決を求めるものです。

高等学校の教科書については、千葉市立高等学校管理規則第19条に、「教科書は文部科学大臣の検定を経たもの又は文部科学省が著作の名義を有するものについて、校長の選定に基づき教育委員会が採択するもの」とされています。議案第33号の義務教育諸学校と異なる点を中心に、説明します。

採択方法についてですが、校長は、千葉市立高等学校管理規則の規定に基づき、文部科学省が取りまとめた「教科書編集趣意書」等を活用するとともに、研究会を開催するなどして、十分に教科用図書の調査研究を行い、選定が慎重かつ公正に行われるようにします。これらの手続きを経た選定に基づき、教育委員会が平成24年度使用教科用図書の採択を行うこととなります。

次に、採択基準についてですが、平成24年度に市立高等学校において使用する教科用図書については、千葉県教育委員会から示された事項等を踏まえて、地域や学校の実態、課程や学科の特色、生徒の心身の発達段階及び特性を勘案し、採択を行うこととなります。

議案第35号 千葉県学校給食センター運営委員会委員の委嘱及び任命について

委員長 保健体育課長、説明をお願いします。

保健体育課長 議案第35号「千葉県学校給食センター運営委員会委員の委嘱及び任命について」、説明します。

千葉県学校給食センター運営委員会は、千葉県学校給食センター設置管理条例第4条の規定により、給食センターの運営に関する事項を審議していただくために設置されています。現在の委員に変更があったために新たに委員を委嘱するもので、委嘱日は平成23年6月15日、任期は前委員の残任期間の、本年6月15日から平成24年6月30日までです。新たに委嘱する委員は資料のとおりです。また、委員の所属、役職名につきましては、参考資料に記載のとおりです。

議案第36号 千葉県スポーツ振興審議会委員の任命について

委員長 社会体育課長、説明をお願いします。

社会体育課長 議案第36号「千葉県スポーツ振興審議会委員の任命について」、説明します。

委員の離任に伴い、千葉県スポーツ振興審議会に関する条例第4条の規定により、新たに委員を任命しようとするものです。

任命年月日は、平成23年6月15日、任命期間は、平成23年6月15日から平成24年6月30日です。

任命する者は、「小川直哉」氏、所属及び役職名は、「千葉県体育協会副理事長」です。続いて、「吉田進」氏、所属及び役職名は、「千葉県小中学校体育連盟会長」です。以上の2人です。

次に、附属機関の概要ですが、名称は「千葉県スポーツ振興審議会」、設置根拠は、スポーツ振興法及び千葉県スポーツ振興審議会に関する条例に基づき設置しているものです。次に、設置目的ですが、千葉県教育委員会の諮問に応じて、スポーツ振興に関する事項について調査審議をいただくものです。委員数は10人で、任期は2年となっています。委員の構成は、学識経験者として、各種スポーツ関係団体代表、スポーツ医学者代表、大学准教

うな報道がされていきました。それからもう一つのケースとしては、日本人の担任がそのまま英語を教える、これは大変ご苦労があるようですけれども、学校をあげてそのカリキュラムを作った上で子どもたちにいろいろな工夫をされて教えているとのことでした。

千葉市に関しては私の知る範囲では、英語を母国語とする方たちが教えているケースが多いかと思うのですが、そのあたりがどうなっているのかということと、それから将来的に、もし何かもっと広げるようなお考えがあるということでしたら、そのあたりを教えていただければと思います。

指導課長 本市では、英語を母国語とする外国人講師を業務委託という形で2つの会社に委託しているという状況です。今回の新学習指導要領においても、外国語の目標は英語の持つ音声やリズムなどに慣れ親しませることが大切であるという観点と、体験的に理解を深めるということで英語の特有の、リズムやイントネーションを体得させるという状況から、教授法を経験して一定の研修を受けた母国語の講師を委託で実施しているという状況です。国際理解教育の面に関しては、この英語活動でもできますけれども、また違った意味で国際理解教育は推進する必要があるというように認識しております。

(2) 今年度の全国学力テストについて、和田委員より質問があった。これに関連し、次のとおり質疑応答等があった。

和田委員 全国学力テストについてですが、4月に実施予定だったと思いますが、今年度は延期されるということで、中止する方向でもなく、希望する学校が行うというようなことのようにですが、千葉市の対応はどうなりますか。

指導課長 委員のご指摘のとおり、5月26日付文書で、学力調査については調査の実施を見送るという形になりました。ただその後、9月26日以降問題用紙の配布については、希望する教育委員会等には国が作成して配布するということになりましたので、千葉市としては、やはり学力を正確に見るという観点から、校長会と協議し、各学校でこの問題が有効かつ適切に使われるように、今後検討していきたいと考えています。

(3) 東日本大震災以降の教育現場での対応について、和田委員より質問があった。これに関連し、次のとおり質疑応答等があった。

和田委員 災害時に今回学校での対応が多少まちまちであったというよ

うなこともありましたが、子どもルームや保育所に関しては、保護者が迎えにくるまでは無期限で預かるということのようですが、学校ではどのように、もし現在決まっていることがありましたら、お知らせいただきたいと思います。

もう1点、これはちょっと全庁的な取り組みだと思うので、委員会としての意見ということとは違って来るかもしれませんが、6月に入って2日間ほど、各区で保育所、小学校、中学校で放射線量の測定が実施され、それを発表されたかと思うのですが、これが継続的に市として実施する予定があるのかどうかということをお教えいただければと思います。

学事課長 まず、児童の引渡し等での行き違いがあったという部分についてですが、ご指摘のとおり行き違いがあったことは事実です。したがって、今回の震災の反省を生かし、6月8日付で、各学校に、いわゆる指針として、子どもたちが在校時に地震等が発生した場合に学校が取るべき措置ということで、今回の一番の反省材料であった、いわゆる公共交通機関がまひしてしまうような、実際そういったこともありましたので、5つのファクターから総合的に地域ごとに判断していただくようにということで、通知として示したところです。前半の部分については以上です。

保健体育課長 放射線量の測定に関する部分ですが、これは環境局が中心となり市全体で取り組んでいるものです。情報としては、継続して行うというように聞いていますが、測定頻度や測定地点等については、今後、環境局の方で調整をして行うということです。

和田委員 保護者の方も関心があって、恐らく委員会でもいろいろな意見が出る部分だと思いますので、正確な情報とともに、安心できる材料となるような正確な分析を、ぜひ公開していただけますようよろしくお願いします。

(4) 次回第7回定例会は、平成23年7月20日（水）午後2時より開催することと決定した。

9 閉会

内山委員長より閉会を宣言